

「袋井市スポーツ協会世帯会費」徴収の今後の方針について

1 概要

「スポーツ協会世帯会費」は、昭和50年代前半、市からの財政的支援も少なかった時代、協会内の結束と、「スポーツ愛好者の体協」から「市民の体協（各自の健康と体力づくり・明るい家庭づくりという観点から、それを担う体協会費を個人負担するという理解を広める）」への変革を目指し、支部活動への支援や広報活動などに対する費用として徴収が始まった。

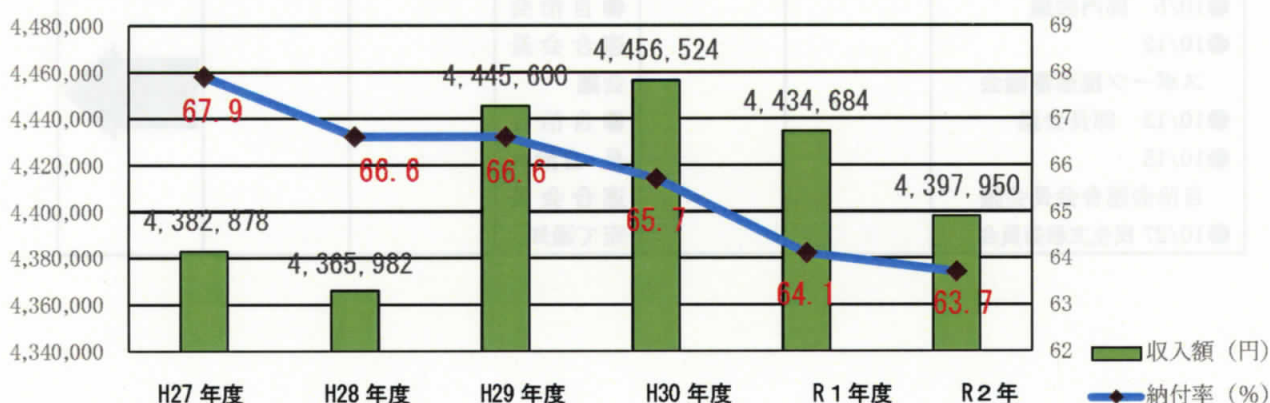
毎年、自治会連合会を通じて、各自治会に依頼し納付する方法により徴収してきたが、近年、制度創設当時との社会情勢の変化や、自治会加入率低下などにより、市民スポーツの振興に関わる経費を団体が各世帯から徴収することに市民から様々なご意見をいただく状況となった。

このことから、「地域スポーツの在り方検討会」を設置し協議を行い、世帯会費の徴収をやめ、行政が継続的に地域のスポーツ活動を支援すべき方向性が確認された。

2 現状

「スポーツ協会世帯会費」は、現在、世帯会費（200円/世帯）として年間約440万円の収入がある。この世帯会費は、各支部の活動費や各競技部の活動費、スポーツ少年団育成費に充てられ、地域のコミュニティ推進や各競技力の向上など市民の健康づくりや生きがいづくりに寄与している。収入額自体はここ数年変化なく推移しているが、納付率は年々低下している。県内他市に同様の世帯会費制度はなく、また、自治会未加入世帯からの未徴収や、各自治会による納付率のばらつきにより、公平性が保たれていない現状にある。

【参考】平成27年度から令和2年度までの収入額と納付率の推移



【参考】近隣自治体の状況

	スポーツ大会等開催委託	スポーツ少年団本部への支援
掛川市	あり (13,220,000円)	なし
湖西市	あり (2,750,000円)	あり (242,118円)
浜松市	あり (16,808,400円)	なし
御前崎市	なし	あり (1,007,000円)
焼津市	あり (13,010,385円)	あり (315,000円)

3 これまでの経過

(1) 袋井市スポーツ協会との協議

令和2年10月からスポーツ協会（会長等）と市(担当部課長等)により、世帯会費徴収について協議を行った結果、令和3年度から「地域スポーツの在り方検討会」にて検討することとなったため、6月と9月に事務局とスポーツ政策課での「在り方検討会準備会」において、世帯会費徴収と地域スポーツの在り方、「在り方検討会」の設置について協議を行った。

(2) 「地域スポーツの在り方検討会」での協議

令和3年10月1日に、スポーツ協会正副会長、自治会連合会長代表2名、有識者をメンバーとした「在り方検討会」を設置し、今後の方針について協議を行った。

4 今後の方針


「地域スポーツの在り方検討会」にて協議を行った結果、自治会からの納付率がここ15年間では約10%低下してきている現状や、他市の状況を鑑みるとともに、これまで各支部や競技部が取り組んできた地域コミュニティの推進や各競技力向上、健康づくり等が今後も継続して必要であることから、世帯会費徴収については、令和4年度から徴収を廃止し、市の予算措置を検討していく。

なお、予算措置について、市から、市民の体力向上や健康保持、地域の活性化や競技力の向上、さらに学校教育から社会体育の受け皿の移行促進やジュニアアスリートの育成などを目的とした事業を袋井市スポーツ協会に委託できるよう、事務局と調整を行っている。

5 実施の時期

令和4年度から

6 スケジュール

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
●10/5 部内会議 ●10/12 スポーツ推進審議会 ●10/13 部長会議 ●10/15 自治会連合会長会議 ●10/27 民生文教委員会			●自治会 連合会長 会議 ●自治会 長・自治会 連合会長 宛て通知			

袋井市地域スポーツ振興・競技力向上事業業務委託（案）

事業内容

【事業1】 地域スポーツの推進

（スポーツ協会支部 14 支部への活動支援）

スポーツの魅力を広く地域に周知するとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの推進や、生活に身近な場面での市民の健康増進や生きがいをづくりに取り組む。

【取組：地区体育祭、スポーツイベント開催、コミセン健康運動教室等】

【事業2】 スポーツの普及と競技力の向上

（スポーツ協会競技部 27 部への活動支援）

生涯を通じて、仲間との交流や競技スポーツの技術向上を行う地域の受け皿として、競技人口の拡大を目指すための PR 活動・体験会などによりスポーツを契機とした地域の健康増進を目指す。

【取組：競技部各部の運営、競技大会&競技体験会の実施、競技にかかる情報発信、部活動の地域移行、指導者の育成、各種市長杯大会の開催等】

【事業3】 ジュニアアスリートの育成

（スポーツ少年団本部活動への活動支援）

スポーツ少年団の活動を支援することで、小学生代を対象とした競技の普及・啓発、競技力の向上を図り、運動好きの若者人口の拡大と世界で活躍するトップアスリートの誕生を目指す。併せて、スポーツ少年団活動を通じて、健全な心身の発達を目指す。

【取組：スポーツ少年団各チームの運営、体験入団イベント、科学的根拠に基づいたジュニアアスリートの育成とケガ防止の推進、指導者の育成等】